

様式
4
行番号

要件	要件 A:必須 要件 B:望まし い(*) C:望まし い	旧整備指針からの主な変更点	対応するがん診療連携協力病院現行要件	要件 A:必須 B:原則 必須 C:対応 すること が望まし い
新整備指針「地域がん診療連携拠点病院」指定要件				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				

様式 4 行番号	新整備指針「地域がん診療連携拠点病院」指定要件	要件 A:必須 要件 B:望まし い(*) C:望まし い	旧整備指針からの主な変更点	対応するがん診療連携協力病院現行要件	要件 A:必須 B:原則 必須 C:対応 すること が望まし い
			「急変時等の緊急時に外来化学療法室において薬物療法を提供する当該患者が入院できる体制を確保している」	急変時の緊急時に、(3)のAの(イ)に規定する外来化学療法室において薬物療法を提供する当該がん患者が入院できる体制を確保すること。	
58	ケ 薬物療法のレジメンを審査し、組織的に管理する委員会を設置している。	A		薬物療法のレジメン(治療内容をいう。)を審査し、組織的に管理する委員会を設置すること。 なお、当該委員会は、必要に応じて、カンサーボードと連携協力すること。	A
59	③ 緩和ケアの提供体制				
60	ア がん診療に携わる全ての診療従事者により、 <u>全てのがん患者に対し入院、外来を問わず日常診療の定期的な確認項目に組み込むなど頻回に苦痛の把握に努め、必要な緩和ケアの提供を行っている。</u>	A	「修正」 左記下線部の要素を追加	緩和ケアががんと診断された時から提供されるよう、がん診療に携わる全ての診療従事者により、緩和ケアが提供される体制を整備すること。	A
61	イ がん患者の身体的苦痛や精神的苦痛、社会的な問題等の把握及びそれらに対する適切な対応を、 <u>診断時から一貫して終時的に行っている。</u>	A	「修正」 左記下線部の要素を追加	集学的治療及び標準的治療等を提供するに当たり、がん患者の身体的苦痛や精神的苦痛、社会的な問題等のスクリーニングを、診断時から外来及び病棟にて行うことのできる体制を整備すること。 なお、院内で一貫したスクリーニング手法を活用すること。 さらに、第4の(1)のオの(ア)に規定する緩和ケアチームと連携し、スクリーニングされたがん疼痛をはじめとするがん患者の苦痛を迅速かつ適切に緩和する体制を整備すること。	A
62	診断や治療方針の変更時には、ライフステージ、就学・就労、経済状況、家族との関係性等、がん患者とその家族にとって重要な問題について、患者の希望を踏まえて配慮や支援ができるよう努めている。	A	「新規追加」	「なし」	
63	ウ ア、イを実施するため、 <u>がん診療に携わる全ての診療従事者の対応能力を向上させることが必要であり、これを支援するために組織上明確に位置付けられた緩和ケアチームにより、以下を提供するよう体制を整備している。</u>	A	「修正」 左記下線部の要素を追加	(2)のAの(オ)に規定する医師及び(2)のイの(ウ)に規定する看護師等を構成員とする緩和ケアチームを整備し、当該緩和ケアチームを組織上明確に位置付けるとともに、がん患者に対し適切な緩和ケアを提供すること。 緩和ケアががんと診断された時から提供されるよう、(ア)に規定する緩和ケアチームにより、以下の緩和ケアが提供される体制を整備すること。	A
64	i 定期的に病棟ラウンド及びカンファレンスを行い、 <u>依頼を受けていないがん患者も含めて苦痛の把握に努めるとともに、適切な症状緩和について協議し、必要に応じて主体的に助言や指導等を行っている。</u>	A	「修正」 左記下線部の要素を追加	週1回以上の頻度で、定期的に病棟ラウンド及びカンファレンスを行い、適切な症状緩和について協議すること。 なお、当該病棟ラウンド及びカンファレンスについて主治医や病棟看護師等に情報を共有し、必要に応じて参加を求めると。	A
65	ii (2)の②のウに規定する看護師は、苦痛の把握の支援や専門的緩和ケアの提供に関する調整等、外来・病棟の看護業務を支援・強化する役割を担っている。	A		(2)のAの(オ)に規定する身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師は、手術療法・薬物療法・放射線治療等、がん診療に関するカンファレンス及び病棟回診に参加し、適切な助言を行うとともに、必要に応じて共同して診療計画を立案すること。また、(2)の①のオに規定する精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師に関しても、がん診療に関するカンファレンス及び病棟回診に参加することが望ましい。 e がん疼痛をはじめとするがん患者の苦痛に対して、必要に応じて初回処方緩和ケアチームで実施する等、院内の診療従事者と連携し迅速かつ適切に緩和する体制を整備すること。	A
66	主治医及び看護師、 <u>公認心理師</u> 等と協働し、 <u>適切な支援</u> を実施している。	A	「修正」 ・「公認心理師」の追加 ・「必要に応じてがん患者カウンセリングを実施」→「適切な支援」	主治医及び看護師等と協働し、必要に応じてがん患者カウンセリングを実施すること。	A
67	エ 患者が必要な緩和ケアを受けられるよう、緩和ケア外来の設置など外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備している。	A		外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備すること。 なお、「外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制」とは、医師による全人的かつ専門的な緩和ケアを提供する定期的な外来を指すものであり、疼痛のみに対応する外来や、診療する曜日等が定まっていない外来は含まない。 また、外来診療日については、外来診療表等に明示し、患者の外来受診や地域の医療機関の紹介を行うことができる体制を整備すること。	A
68	自施設のがん患者に限らず、他施設でがん診療を受けている、または受けていた患者についても受入れを行っている。	A	「新規追加」	「なし」	
69	緩和ケア外来等への患者紹介について、地域の医療機関に対して広報等を行っている。	A	「新規追加」	「なし」	
70	医療用麻薬等の鎮痛薬の初回使用時や用量の増減時には、医師からの説明とともに薬剤師や看護師等により、外来・病棟を問わず医療用麻薬等を自己管理できるよう指導している。	A		医療用麻薬等の鎮痛薬の初回使用時や用量の増減時には、医師からの説明とともに薬剤師や看護師等による服薬指導を実施し、その際には自記式の服薬記録を整備活用することにより、外来・病棟を問わず医療用麻薬等を自己管理できるよう指導すること。	A
71	その際には、自記式の服薬記録を整備活用している。	A		※上記参照	A
72	カ 院内の診療従事者と緩和ケアチームとの連携を以下により確保している。	A		院内の医療従事者と(ア)に規定する緩和ケアチームとの連携を以下により確保すること。	A
73	i 緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順等、評価された苦痛に対する対応を明確化し、院内の全ての診療従事者に周知するとともに、患者とその家族に緩和ケアに関する診療方針を提示している。	A		(ア)に規定する緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順など、評価された苦痛に対する対応を明確化し、院内の全ての診療従事者に周知するとともに、患者とその家族に緩和ケアに関する診療方針を提示すること。	A
74	ii 緩和ケアの提供体制について緩和ケアチームへ情報を集約するために、がん治療を行う病棟や外来部門に、緩和ケアチームと各部署をつなぐ役割を担うリンクナースなどを配置している。	C		がん治療を行う病棟や外来部門には、緩和ケアの提供について診療従事者の指導にあたることと緩和ケアの提供体制について(ア)に規定する緩和ケアチームへ情報を集約するため、緩和ケアチームと各部署をつなぐリンクナース(医療施設において、各種専門チームや委員会と病棟看護師等をつなぐ役割を持つ看護師のことをいう。以下同じ。)を配置することが望ましい。	C
75	キ 患者や家族に対し、必要に応じて、アドバンス・ケア・プランニングを含めた意思決定支援を提供できる体制を整備している。	A		患者や家族に対し、必要に応じて、アドバンス・ケア・プランニングを含めた意思決定支援を提供できる体制を整備すること。	A
76	ク アからキにより、緩和ケアの提供がなされる旨を、院内の見やすい場所での掲示や入院時の資料配布、 <u>ホームページ上の公開</u> 等により、がん患者及び家族に対しわかりやすく情報提供を行っている。	A	「修正」 左記下線部の要素を追加	(ア)から(キ)により、緩和ケアの提供がなされる旨を、院内の見やすい場所での掲示や入院時の資料配布等により、がん患者及び家族に対しわかりやすく情報提供を行うこと。	A
77	ケ かかりつけ医等の協力・連携を得て、主治医及び看護師が緩和ケアチームと共に、退院後の居宅における緩和ケアに関する療養上必要な説明及び指導を行っている。	A			A
78	コ 疼痛緩和のための専門的な治療の提供体制等について、以下の通り確保している。	A	「新規追加」	「なし」	
79	i 難治性疼痛に対する神経ブロック等について、自施設における麻酔科医等との連携等の対応方針を定めている。	A	「新規追加」	「なし」	
80	自施設で実施が困難なために、外部の医療機関と連携して実施する場合には、その詳細な連携体制を確認している。	A	「新規追加」	「なし」	
81	自施設で実施が可能である。	-			-
82	連携する外部の医療機関に患者を紹介して実施している。	-			-
83	ホームページ等で、神経ブロック等の自施設における実施状況や連携医療機関名等、その実施体制について分かりやすく公表している。	A	「新規追加」	「なし」	
84	ii 緩和的放射線治療を患者に提供できる体制を整備している。	A		自施設にて放射線治療を実施している場合は、緩和的放射線治療について、患者に提供できる体制を整備すること。	A
85	自施設の診療従事者に対し、緩和的放射線治療の院内での連携体制について周知していることに加え、連携する医療機関に対し、患者の受入れ等について周知している。	A	「新規追加」	「なし」	
86	ホームページ等で、自施設におけるこれらの実施体制等について分かりやすく公表している。	A	「新規追加」	「なし」	
87	サ <u>全てのがん患者に対して苦痛の把握と適切な対応がなされるよう緩和ケアに係る診療や相談支援、患者からのPRO(患者報告アウトカム)、医療用麻薬の処方量など、院内の緩和ケアに係る情報を把握し、検討・改善する場を</u> 設置している。	A	「修正」 左記下線部の要素を追加	緩和ケアに係る診療や相談支援の件数及び内容、医療用麻薬の処方量、苦痛のスクリーニング結果など院内の緩和ケアに係る情報を把握・分析し、評価を行い、緩和ケアの提供体制の改善を図ること。	

様式 4 行番号	新整備指針「地域がん診療連携拠点病院」指定要件	要件 A:必須 要件 B:望まし い(*) C:望まし い	旧整備指針からの主な変更点	対応するがん診療連携協力病院現行要件	要件 A:必須 B:原則 必須 C:対応 するこ とが望 まし い
88	それを踏まえて自施設において組織的な改善策を講じる等、緩和ケアの提供体制の改善に努めている。	A	《新規追加》	《なし》	
89	④ 地域連携の推進体制				
90	がん患者の紹介、逆紹介に積極的に取り組むとともに、以下の体制を整備している。	A		地域の医療機関から紹介されたがん患者の受入れを行うこと。 また、がん患者の状態に応じ、地域の医療機関へがん患者の紹介を行うこと。	A
91	緩和ケアの提供に関して、当該がん医療圏内の緩和ケア病棟や在宅緩和ケアが提供できる診療所等のマップやリストを作成する等、患者やその家族に対し常に地域の緩和ケア提供体制について情報提供できる体制を整備している。	A		緩和ケアの提供に関しては、当該医療圏内の拠点病院と協力し、緩和ケア病棟や在宅緩和ケアが提供できる診療所等のマップやリストを作成する等、患者やその家族に対し常に地域の緩和ケア提供体制について情報提供できる体制を整備すること。	A
92	希少がんに関して、専門家による適切な集学的治療が提供されるよう、他の拠点病院等及び地域の医療機関との連携及び情報提供ができる体制を整備している。	A	《新規追加》	《なし》	
93	高齢のがん患者や障害を持つがん患者について、患者や家族の意思決定支援の体制を整え、地域の医療機関との連携等を図り総合的に支援している。	A	《新規追加》	《なし》	
94	介護施設に入居する高齢者ががんと診断された場合に、介護施設等と治療・緩和ケア・看取り等において連携する体制を整備している。	A	《新規追加》	《なし》	
95	地域の医療機関の医師と診断及び治療に関する相互的な連携協力体制・教育体制を整備している。	A	《修正》 「病理診断又は画像診断に関する依頼、手術、放射線治療、薬物療法又は緩和ケアの提供に関する相談など」を削除	病理診断又は画像診断に関する依頼、手術、放射線治療、薬物療法又は緩和ケアの提供に関する相談など、地域の医療機関の医師と相互に診断及び治療に関する連携協力体制・教育体制を整備することが望ましい。	C
96	当該がん医療圏内のがん診療に関する情報を集約し、当該がん医療圏内の医療機関やがん患者等に対し、情報提供を行っている。	A		当該医療圏内のがん診療に関する情報を集約し、当該圏域内の医療機関やがん患者等に対し、情報提供を行うことが望ましい。	C
97	がん患者に対して、周術期の口腔健康管理や、治療中の副作用・合併症対策、口腔リハビリテーションなど、必要に応じて院内又は地域の歯科医師と連携して対応している。	A	《修正》 「望ましい」要件→必須要件	がん患者に対して、周術期の口腔健康管理や、治療中の副作用・合併症対策、口腔リハビリテーションなど、必要に応じて院内又は地域の歯科医師と連携することが望ましい。	C
			《項目削除》「我が国に多いがんその他必要ながんについて、地域連携クリティカルパス(がん診療連携拠点病院等と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をいう。以下同じ。)について、指定を受けようとするがん種の地域連携クリティカルパスの作成に協力すること。また、指定を受けようとするがん種の地域連携クリティカルパスを活用するなど、地域の医療機関等と協力し、必要に応じて退院時に当該がん患者に関する共同の診療計画の作成等を行うこと。」	東京都がん診療連携協議会が中心となり作成する、地域連携クリティカルパス(拠点病院等と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をいう。以下同じ。)について、指定を受けようとするがん種について、地域連携クリティカルパスを整備すること。	
98	地域連携時には、がん疼痛等の症状が十分に緩和された状態での退院に努め、退院後も在宅診療の主治医等の相談に対応するなど、院内での緩和ケアに関する治療が在宅診療でも継続して実施できる体制を整備している。	A	《修正》 地域連携クリティカルパスの整備・使用を指定要件より除外	地域連携時には、がん疼痛等の症状が十分に緩和された状態での退院に努め、症状緩和に係る院内クリティカルパスに準じた地域連携クリティカルパスやマニュアルを整備するなど、院内での緩和ケアに関する治療が在宅診療でも継続して実施できる体制を整備すること。	A
99	退院支援に当たっては、主治医、緩和ケアチーム等の連携により療養場所等に関する意思決定支援を行うとともに、必要に応じて地域の在宅診療に携わる医師や訪問看護師等と退院前カンファレンスを実施している。	A		退院支援に当たっては、主治医、緩和ケアチーム等の連携により療養場所等に関する意思決定支援を行うとともに、必要に応じて地域の在宅診療に携わる医師や訪問看護師等と退院前カンファレンスを実施すること。	A
100	当該がん医療圏において、地域の医療機関や在宅療養支援診療所等の医療・介護従事者とがんに関する医療提供体制や社会的支援、緩和ケアについて情報を共有し、役割分担や支援等について検討する場を年1回以上設けている。	A	《修正》 左記下線部の要素を追加	当該医療圏において、拠点病院に協力し、地域の医療機関や在宅診療所等の医療・介護従事者とがんに関する医療提供体制や社会的支援の在り方について情報を共有し、役割分担や支援等について議論する場を年1回以上設けることが望ましい。 なお、その際には既存の会議体を利用する等の工夫を行うことが望ましい。	C
101	緩和ケアチームが地域の医療機関や在宅療養支援診療所等から定期的に連絡・相談を受ける体制を確保し、必要に応じて助言等を行っている。	A	《修正》 左記下線部の要素を追加	緩和ケアに関する要請及び相談に関する受付窓口を設けるなど、地域の医療機関及び在宅療養支援診療所等との連携協力体制を整備すること。	A
102	都道府県や地域の患者会等と連携を図り、患者会等の求めに応じてピア・サポートの質の向上に対する支援等に取り組んでいる。	A	《新規追加》	《なし》	
103	⑤ セカンドオピニオンに関する体制				
104	医師からの診断結果や病状の説明時及び治療方針の決定時等において、すべてのがん患者とその家族に対して、他施設でセカンドオピニオンを受けられることについて説明している。	A	《修正》 「説明を行う体制を整備している」→「説明している」	がん患者とその家族に対して診療に関する説明を行う際には、他施設におけるセカンドオピニオンの活用についても説明を行う体制を整備すること。	A
105	説明の際、心理的な障壁を取り除くことができるよう留意している。	A	《新規追加》	その際、セカンドオピニオンを求めることにより不利益を被ることがない旨を明確に説明する体制を整備すること。	A
106	がん患者に対するB-010 診療情報提供書(II)の算定件数 (期間:令和3年1月1日～12月31日)	-		-	-
107	当該施設で対応可能ながんについて、手術療法、放射線療法、薬物療法又は緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師によりセカンドオピニオンを提示する体制を整備し、患者にわかりやすく公表している。	A	《修正》 左記下線部の要素を追加	指定を受けようとするがん種について、手術療法、放射線治療、薬物療法又は緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師によるセカンドオピニオン(診断及び治療について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見をいう。以下同じ。)を提示する体制を有すること。	A
108	セカンドオピニオンを提示する場合は、必要に応じてオンラインでの相談を受け付けることができる体制を確保している。	C	《新規追加》	《なし》	
109	⑥ それぞれの特性に応じた診療等の提供体制				
110	希少がん・難治がんの患者の診断・治療に関しては、積極的に都道府県協議会における役割分担の整理を活用し、対応可能な施設への紹介やコンサルテーションで対応している。	A	《新規追加》	《なし》	
111	小児がん患者で長期フォローアップ中の患者については、小児がん拠点病院や連携する医療機関と情報を共有する体制を整備している。	A		小児がん患者で長期フォローアップ中の患者については、小児がん拠点病院や連携する医療機関と情報を共有する体制を整備することが望ましい。	C
112	各地域のがん・生殖医療ネットワークに加入し、「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」へ参画するとともに、対象とならる患者や家族には必ず治療開始前に情報提供している。	A	《新規追加》	《なし》	
113	患者の希望を確認するとともに、がん治療を行う診療科が中心となって、院内または地域の生殖医療に関する診療科とともに、妊孕性温存療法及びがん治療後の生殖補助医療に関する情報提供及び意思決定支援を行う体制を整備している。	A	《修正》 左記下線部の要素を追加	生殖機能の温存に関しては、患者の希望を確認し、院内または地域の生殖医療に関する診療科について情報を提供するとともに、当該診療科と治療に関する情報を共有する体制を整備することが望ましい。	C
114	自施設において、がん・生殖医療に関する意思決定支援を行うことができる診療従事者の配置・育成に努めている。	A	《新規追加》	《なし》	
115	就学、就労、妊孕性の温存、アピランスケア等に関する状況や本人の希望についても確認し、自施設もしくは連携施設のがん相談支援センターで対応できる体制を整備している。	A	《修正》 左記下線部の要素を追加	AYA世代にあるがん患者については治療、就学、就労、生殖機能等に関する状況や希望について確認し、必要に応じて、対応できる医療機関やがん相談支援センターに紹介すること。	A
116	それらの相談に応じる多職種からなるAYA世代支援チームを設置している。	C	《新規追加》	《なし》	
117	一般社団法人AYAがんの医療と支援のあり方研究会の開催する「AYA世代がんサポート研修会」を受けた院内の診療従事者の人数	-		-	-
118	高齢者ががんに関して、併存症の治療との両立が図れるよう、関係する診療科と連携する体制を確保している。	A	《新規追加》	《なし》	
119	意思決定能力を含む機能評価を行い、各種ガイドラインに沿って、個別の状況を踏まえた対応をしている。	A	《新規追加》	《なし》	
120	高齢のがん患者に関して、必要に応じて高齢者総合機能評価を行っている。	-		-	-
121	カ 医療機関としてのECPを策定している。	B	《新規追加》	《なし》	
122	(2) 診療従事者				
123	① 専門的な知識・技能を有する医師の配置				
124	当該施設で対応可能ながんについて専門的な知識及び技能を有する手術療法に携わる常勤の医師の人数	A		指定を受けようとするがん種について、専門的な知識及び技能を有する手術療法に携わる常勤の医師を1人以上配置すること。	A
125	専任の放射線診断に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師の人数	A		専任の放射線診断に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。	A
126	専任の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師の人数	A		自施設にて放射線治療を実施している場合は、専任の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。	A
127	専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師の人数	A		専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。	A

様式 4 行 番 号	新整備指針「地域がん診療連携拠点病院」指定要件	要件 A:必須 要件 B:望まし い(*) C:望まし い	旧整備指針からの主な変更点	対応するがん診療連携協力病院現行要件	要件 A:必須 B:原則 必須 C:対応 するこ とが望 まし い
128	緩和ケアチームに配置されている、専任の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師の人数	A		第4の1の(1)のオの(ア)に規定する緩和ケアチームに、専任の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。	A
129	緩和ケアチームに配置されている、専任の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師の人数	C		なお、当該医師については、専従であることが望ましい。	C
130	緩和ケアチームに配置されている、専任の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師のうち、緩和ケアに関する専門資格を有する者の人数	C		また、当該医師は緩和ケアに関する専門資格を有する者であることが望ましい。	C
131	緩和ケアチームに配置されている、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師の人数	A		第4の1の(1)のオの(ア)に規定する緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。	A
132	緩和ケアチームに配置されている、専任の精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師の人数	C		なお、当該医師については、専従であることが望ましい。	C
133	カ 専従の病理診断に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師の人数	A	<<修正>> 左記下線部の要素を追加	<<修正>> 左記下線部の要素を追加	A
134	キ リハビリテーションに携わる専門的な知識および技能を有する医師の人数	C	<<新規追加>>	<<なし>>	
135	② 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置				
136	ア 放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の診療放射線技師の人数	B	<<修正>> 「専従・1人以上」 →「専門的な知識及び技術を有する・(専従要件なし)・2人以上」	自施設にて放射線治療を実施している場合は、専従の放射線治療に携わる常勤の診療放射線技師を1人以上配置すること。	A
137	上記の診療放射線技師のうち、放射線治療に関する専門資格を有する者の人数	C		なお、当該技師を含め、2人以上の放射線治療に携わる診療放射線技師を配置することが望ましい。また、当該技師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	C
138	専従の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の技術者等の人数	A	<<修正>> 「専任」→「専門的な知識及び技能を有する・専従」	自施設にて放射線治療を実施している場合は、専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる常勤の技術者等を1人以上配置すること。	A
139	上記の技術者のうち、医学物理学に関する専門資格を有する者の人数	C		なお、当該技術者医学物理学に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	C
140	放射線治療部門に配置されている、専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師の人数	A	<<修正>> 「専任」→「専従・専門的な知識及び技能を有する」	自施設にて放射線治療を実施している場合は、放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置すること。	A
141	上記の看護師のうち、放射線治療に関する専門資格を有する者の人数	C		なお、当該看護師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	C
142	イ 専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師の人数	A		専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置すること。	A
143	上記の薬剤師のうち、がん薬物療法に関する専門資格を有する者の人数	C		なお、当該薬剤師はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	C
144	外来化学療法室に配置されている、専従の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師の人数	A		(3)のアの(イ)に規定する外来化学療法室に、専従の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。	A
145	上記の看護師のうち、がん看護又はがん薬物療法に関する専門資格を有する者の人数	C		なお、当該看護師はがん看護又はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	C
146	ウ 緩和ケアチームに配置されている、専従の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師の人数	A		(1)のオの(ア)に規定する緩和ケアチームに、専従の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。	A
147	上記の看護師のうち、がん看護又は緩和ケアに関する専門資格を有する者の人数	A		なお、当該看護師はがん看護又は緩和ケアに関する専門資格を有する者であること。	A
148	エ 緩和ケアチームに配置されている、緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する薬剤師の人数 (他部署との兼任を可とする。)	A	<<修正>> ・「協力する」→「配置されている」 ・「専門的な知識及び技能を有する」の追加 ・「望ましい」要件→必須要件	(1)のオの(ア)に規定する緩和ケアチームに協力する薬剤師、医療心理に携わる者及び相談支援に携わる者をそれぞれ1人以上配置することが望ましい。	C
149	上記の薬剤師のうち、緩和薬物療法に関する専門資格を有する者の人数	C		なお、当該薬剤師は緩和薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	C
150	緩和ケアチームに配置されている、相談支援に携わる専門的な知識及び技能を有する者の人数 (他部署との兼任を可とする。)	A	<<修正>> ・「協力する」→「配置されている」 ・「専門的な知識及び技能を有する」の追加 ・「望ましい」要件→必須要件	※上記参照	C
151	上記エの相談支援に携わる者のうち、社会福祉士である者の人数	C		また、当該相談支援に携わる者については社会福祉士等であることが望ましい。	C
152	上記エの相談支援に携わる者のうち、精神保健福祉士である者の人数	C	<<新規追加>>		C
153	オ 緩和ケアチームに協力する、公認心理師等の医療心理に携わる専門的な知識及び技能を有する者の人数	B	<<修正>> 左記下線部の要素を追加	※上記参照	C
154	オの医療心理に携わる者のうち、公認心理師である者の人数	-		また、当該医療心理に携わる者は公認心理師又はそれに準ずる専門資格を有する者であることが望ましい。	C
155	カ 専任の細胞診断に係る業務に携わる専門的な知識及び技能を有する者の人数	A		専任の細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置すること。	A
156	上記の診療従事者のうち、細胞診断に関する専門資格を有する者の人数	C		なお、当該診療従事者は細胞診断に関する専門資格を有するものであることが望ましい。	C
157	キ がんのリハビリテーションに係る業務に携わる専門的な知識および技能を有する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の人数	C	<<新規追加>>	<<なし>>	
158	がんのリハビリテーションに係る業務に携わる専門的な知識および技能を有する理学療法士の人数	C	<<新規追加>>	<<なし>>	
159	がんのリハビリテーションに係る業務に携わる専門的な知識および技能を有する作業療法士の人数	C	<<新規追加>>	<<なし>>	
160	がんのリハビリテーションに係る業務に携わる専門的な知識および技能を有する言語聴覚士の人数	C	<<新規追加>>	<<なし>>	
161	(3) その他の環境整備等				
162	① 患者とその家族が利用可能なインターネット環境を整備している。	C	<<新規追加>>	<<なし>>	
163	② 集学的治療等の内容や治療前後の生活における注意点等に関して、冊子や視聴覚教材等を用いてがん患者及びその家族が自主的に確認できる環境を整備している。	A		(オ)病棟、外来、(イ)に規定する外来化学療法室等に、集学的治療等の内容や治療前後の生活における注意点等に関して、冊子や視聴覚教材などを用いてがん患者及びその家族が自主的に確認できる環境を整備すること。	A
164	その冊子や視聴覚教材等はオンラインでも確認できる。	C	<<新規追加>>	<<なし>>	
165	③ がん治療に伴う外見の変化について、がん患者及びその家族に対する説明やピア・サポートに関する情報提供・相談に応じられる体制を整備している。	A	<<新規追加>>	<<なし>>	
166	④ がん患者の自殺リスクに対し、院内で共通したフローを使用し、対応方法や関係機関との連携について明確にしている。	A	<<新規追加>>	<<なし>>	
167	対応方法や関係機関との連携について、関係職種に情報共有を行う体制を構築している。	A	<<新規追加>>	<<なし>>	
170	自施設に精神科、心療内科等がある。	-		-	-
170	自施設でがん患者の自殺リスクに対応できる。	-		-	-
170	自施設に精神科、心療内科等がない場合は、地域の医療機関と連携体制を確保している。	A	<<新規追加>>	<<なし>>	
171	ア 専門的ながん医療を提供するための治療機器及び治療室等の設置 (ア)放射線治療に関する機器を設置すること。ただし、当該機器は、リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。 (イ)がん又は大腸がんについて指定を受けようとする場合で、自施設において放射線治療機器を整備していない場合は、他の医療機関との連携によって対応できる体制を有すること。 (ウ)外来化学療法室を設置すること。 (エ)集中治療室を設置することが望ましい。 (エ)術中迅速病理診断を含めた病理診断が実施可能である病理診断室を設置すること。		<<項目削除>> 「専門的ながん医療を提供するための治療機器および治療室等の設置」 「敷地内禁煙等」	イ 敷地内禁煙等 敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと。	
171	3 診療実績				
172	(1)				
173	①または②を概ね満たしている。	A		肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん及び前立腺がんのうち指定を受けようとするがん種について院内がん登録数(入院、外来は問わない)施設初回治療分)が以下に提示する要件を概ね満たすこと。	A
174	①の項目を全て満たしている。	A		-	
175	同一のがん医療圏内にすでに指定されているがん診療連携拠点病院が存在している。	-		-	
176	① 以下の項目をそれぞれ満たしている。(期間:令和3年1月1日～12月31日)	A		-	

様式 4 行番号	新整備指針「地域がん診療連携拠点病院」指定要件	要件 A:必須 要件 B:望まし い(*) C:望まし い	旧整備指針からの主な変更点	対応するがん診療連携協力病院現行要件	要件 A:必須 B:原則 必須 C:対応 するこ とが望まし い
177	院内がん登録数 (基準:年間500件以上)	A		(1)肺がんについて指定を受けようとする場合は、肺がんの院内がん登録数が年間80件以上であること。 (2)胃がんについて指定を受けようとする場合は、胃がんの院内がん登録数が年間80件以上であること。 (3)肝がんについて指定を受けようとする場合は、肝がんの院内がん登録数が年間30件以上であること。 (4)大腸がんについて指定を受けようとする場合は、大腸がんの院内がん登録数が年間100件以上であること。 (5)乳がんについて指定を受けようとする場合は、乳がんの院内がん登録数が年間60件以上であること。 (6)前立腺がんについて指定を受けようとする場合は、前立腺がんの院内がん登録数が年間60件以上であること。	A
178	悪性腫瘍の手術件数 (基準:年間400件以上)	A		-	
179	がんに係る薬物療法のべ患者数 (基準:年間1,000人以上)	A		-	
180	放射線治療のべ患者数 (基準:年間200人以上)	A		-	
181	緩和ケアチームの新規介入患者数 (基準:年間50人以上)	A		-	
182	② 当該がん医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績がある。	A		-	
183	当該がん医療圏に居住するがん患者の診療実績の割合(%)	A		-	
184	4 人材育成等				
185	(1) 自施設において、2に掲げる診療体制その他要件に関連する取組のために必要な人材の確保や育成に積極的に取り組んでいる。	A	《新規追加》	《なし》	
186	特に、診療の質を高めるために必要な、各種学会が認定する資格等の取得についても積極的に支援している。	A	《新規追加》	《なし》	
187	広告可能な資格を有する者ががん診療への配置状況について積極的に公表している。	A	《新規追加》	《なし》	
188	(2) 病院長は、自施設においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師等の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、当該医師等がその専門性を十分に発揮できる体制を整備している。	A		協力病院の長は、当該協力病院においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、当該医師がその専門性を十分に発揮できる体制を整備すること。 なお、当該評価に当たっては、手術・放射線治療・薬物療法の治療件数(放射線治療・薬物療法については、入院・外来ごとに評価することが望ましい。)、紹介されたがん患者数その他診療連携の実績、論文の発表実績、研修会・日常診療等を通じた指導実績、研修会・学会等への参加実績等を参考とすること。	A
189	(3) 「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成29年12月1日付健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添)に準拠し、当該がん医療圏においてがん診療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を、都道府県と協議の上、開催している。	A		「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成29年12月1日付健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添)に準拠し、当該医療圏においてがん診療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を、都と協議の上、開催することが望ましい。	C
190	自施設の長、および自施設に所属する臨床研修医及び1年以上自施設に所属するがん診療に携わる医師・歯科医師が当該研修を修了する体制を整備している。	A	《修正》 下記下線部の要素を追加	また、自施設に所属する臨床研修医及び1年以上自施設に所属するがん診療に携わる医師・歯科医師が当該研修を修了する体制を整備し、受講率を現況報告において、報告すること。	A
191	受講率を現況報告において以下の通り報告する。	A		-	A
192	自施設に所属する臨床研修医の人数	-		-	-
193	うち当該研修会修了者数	-		-	-
194	受講率(%)	-		-	-
195	1年以上自施設に所属するがん診療に携わる医師・歯科医師の人数(臨床研修医を除く)	-		-	-
196	うち当該研修会修了者数	-		-	-
197	受講率(%)	-		-	-
198	医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の診療従事者についても受講を促している。	A	《修正》 「望ましい」要件→必須要件	また、医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の診療従事者についても受講を促すことが望ましい。	C
199	研修修了者について、患者とその家族に対してわかりやすく情報提供している。	A		なお、研修修了者について、患者とその家族に対してわかりやすく情報提供すること。	A
200	(4) 連携する地域の医療施設におけるがん診療に携わる医師に対して、緩和ケアに関する研修の受講勧奨を行っている。	A		連携する地域の医療施設におけるがん診療に携わる医師に対して、緩和ケアに関する研修の受講勧奨を行うことが望ましい。	C
201	(5) (3)のほか、当該がん医療圏において顔の見える関係性を構築し、がん医療の質の向上につながるよう、地域の診療従事者を対象とした研修やカンファレンスを定期的に開催している。	A	《修正》 下記2要件を左記のとおり整理 「2次医療圏においてがん医療に携わる医師等を対象とした早期診断、副作用対応を含めた放射線治療・薬物療法の推進および緩和ケア等に関する研修を実施している。」 「診療連携を行っている地域の医療機関等の診療従事者も参加する合同のカンファレンスを毎年定期的に開催している。」	(1)のほか、拠点病院等が実施するがん医療に携わる医師等を対象とした早期診断、副作用対応を含めた放射線治療・薬物療法及び緩和ケア等に関する研修に協力するとともに参加すること。 診療連携を行っている地域の医療機関等の診療従事者も参加する合同のカンファレンスを毎年定期的に開催すること。	A
202	(6) 自施設の診療従事者等に、がん対策の目的や意義、がん患者やその家族が利用できる制度や関係機関との連携体制、自施設で提供している診療・患者支援の体制について学ぶ機会を年1回以上確保している。	A	《新規追加》	《なし》	
203	自施設のがん診療に携わる全ての診療従事者が受講している。	C	《新規追加》	《なし》	
204	令和3年1月1日～12月31日の開催回数	-		-	-
205	令和3年1月1日～12月31日の期間に実施した研修のうち、代表的な内容を一つ記載してください。	-		-	-
206	(7) 院内の看護師を対象として、がん看護に関する総合的な研修を定期的実施している。	A		院内の看護師を対象として、がん看護に関する総合的な研修を定期的実施すること。	A
207	令和3年1月1日～12月31日の開催回数	-		-	-
208	令和3年1月1日～12月31日の期間に実施した研修のうち、代表的な内容を一つ記載してください。	-		-	-
209	他の診療従事者についても、各々の専門に応じた研修を定期的実施するまたは、他の施設等で実施されている研修に参加させている。	A	《新規追加》	《なし》	
210	(8) 医科歯科連携による口腔健康管理を推進するために、歯科医師等を対象とするがん患者の口腔健康管理等の研修の実施に協力している。	A	《修正》 「望ましい」要件→必須要件	医科歯科連携による口腔健康管理を推進するために、歯科医師等を対象として、がん患者の口腔健康管理等の研修の実施に協力することが望ましい。	C
211	5 相談支援及び情報の収集提供				
212	(1) がん相談支援センター				
213	相談支援を行う機能を有する部門(がん相談支援センター)を設置し、①から⑧の体制を確保した上で、がん患者や家族等が持つ医療や療養等の課題に関して、病院を挙げて全人的な相談支援を行っている。	A		(1)自施設の患者相談窓口の設置 自施設の患者に相談対応する窓口を院内に設置すること。 (2)相談支援センター 相談支援を行う機能を有する部門(以下「相談支援センター」という。なお、病院固有の名称との併記を認めた上で、必ず「がん相談支援センター」と表記すること。)を設置することが望ましい。	A/C
214	必要に応じてオンラインでの相談を受け付けるなど、情報通信技術等も活用している。	A	《新規追加》	《なし》	
215	コミュニケーションに配慮が必要な者や、日本語を母国語としていない者等への配慮を適切に実施できる体制を確保している。	A	《新規追加》	《なし》	
216	① 国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員基礎研修(1)～(3)を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ配置している。	A		専従及び専任の相談支援に携わる者がそれぞれ1人ずつ配置されていること。	—/A
217	がん相談支援センター相談員基礎研修(1)～(3)を修了した専従の相談支援に携わる者の人数	A		なお、専従及び専任の相談支援に携わる者は、国立がん研究センターがん対策情報センターによる「相談支援センター相談員研修・基礎研修」(1)～(3)を修了した者であること。	—/A
218	がん相談支援センター相談員基礎研修(1)～(3)を修了した専任の相談支援に携わる者の人数	A		※上記参照	—/A
219	当該相談支援に携わる者のうち1名は、社会福祉士である。	C	《新規追加》	《なし》	
220	がん相談支援センター相談員基礎研修(1)～(3)を修了した専従もしくは専任の相談支援に携わる者のうち、社会福祉士の人数	C	《新規追加》	《なし》	
221	② 相談支援に携わる者は、対応の質の向上のために、がん相談支援センター相談員研修等により定期的な知識の更新に努めている。	A	《新規追加》	《なし》	
222	③ 院内及び地域の診療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備している。	A		院内及び地域の診療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。	—/A

様式 4 行 番 号	新整備指針「地域がん診療連携拠点病院」指定要件	要件 A:必須 要件 B:望まし い(*) C:望まし い	旧整備指針からの主な変更点	対応するがん診療連携協力病院現行要件	要件 A:必須 B:原則 必須 C:対応 すること が望まし い
223	相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組んでいる。	A		また、相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。	—/A
224	④ がん相談支援センターについて周知するため、以下の体制を整備している。	A	「項目削除」相談支援について、都道府県協議会等の場での協議を行い、都道府県拠点病院、地域拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院の間で情報共有や役割分担を含む協力体制の構築を行う体制を確保すること。	相談支援について、東京都がん診療連携協議会等の場での協議を行い、拠点病院等との間で情報共有や役割分担を含む協力体制の構築を行う体制を確保すること。	—/A
225	ア 外来初診時から治療開始までを目処に、がん患者及びその家族が必ず一度はがん相談支援センターを訪問(必ずしも具体的な相談を伴わない、場所等の確認も含む)することができる体制を整備している。	B	《修正》 下記下線部の要素を追加	外来初診時等に主治医等から、がん患者及びその家族に対し、相談支援センターについて説明する等、診断初期の段階から相談支援センターの周知が図られる体制を整備すること。	—/A
226	イ 治療に備えた事前の面談や準備のフローに組み込む等、診療の経過の中で患者が必要とするときに確実に利用できるよう繰り返し案内を行っている。	A	《新規追加》	《なし》	
227	ウ 院内の見やすい場所にごがん相談支援センターについて分かりやすく掲示している。	A		院内の見やすい場所に相談支援センターによる相談支援を受けられる旨の掲示をするなど、相談支援センターについて積極的に周知すること。	—/A
228	エ 地域の住民や医療・在宅・介護福祉等の関係機関に対し、がん相談支援センターに関する広報を行っている。	A	《修正》 下記下線部の要素を追加	地域の医療機関に対し、相談支援センターに関する広報を行うこと。	—/A
229	自施設に通院していない者からの相談にも対応している。	A	《修正》 「望ましい」要件→必須要件	また、地域の医療機関からの相談依頼があった場合に受け入れ可能な体制を整備することが望ましい。	—/C
230	オ がん相談支援センターを初めて訪れた者の数を把握し、認知度の継続的な改善に努めている。	A	《新規追加》	《なし》	
231	令和3年1月1日～12月31日の期間に、がん相談支援センターを初めて利用した者の相談件数	-		-	-
232	うち、がん患者を主体とした相談件数	-		-	-
233	うち、がん患者の家族を主体とした相談件数	-		-	-
234	うち、その他の者を主体とした相談件数	-		-	-
235	⑤ がん相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制を整備している。	A	《修正》 「望ましい」要件→必須要件	相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制を整備することが望ましい。	—/C
236	フィードバックの内容を自施設の相談支援の質の向上のために活用するとともに、都道府県協議会で報告し、他施設とも情報共有している。	A	《新規追加》	《なし》	
237	⑥ 患者からの相談に対し、必要に応じて速やかに院内の診療従事者が対応できるように、病院長もしくはそれに準じる者が統括するなど、がん相談支援センターと院内の診療従事者が協働する体制を整備している。	A	《修正》 下記下線部の要素を追加	患者からの相談に対し、必要に応じて院内の医療従事者が対応できるように、相談支援センターと院内の医療従事者が協働すること。	—/A
238	⑦ がん相談支援センターの相談支援に携わる者は、IVの2の(4)に規定する当該都道府県にある都道府県拠点病院が実施する相談支援に携わる者を対象とした研修を受講している。	A		また、相談支援に携わる者は、がん相談員に関する研修会等に積極的に参加すること。	—/A
239	⑧ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための患者サロン等の場を設けている。	A	「相談支援センターの業務」はQ&Aへ移行 《修正》 下記下線部の要素を追加	「相談支援センターの業務」はQ&Aへ移行 (カ)がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための場を設けること。	A
240	その際には、一定の研修を受けたピア・サポーターを活用する、もしくは十分な経験を持つ患者団体等と連携して実施するよう努めている。	A	《新規追加》	《なし》	
241	オンライン環境でも開催できる。	C	《新規追加》	《なし》	
242	(2) 院内がん登録				
243	① がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)第44条第1項の規定に基づき定められた、院内がん登録の実施に係る指針(平成27年厚生労働省告示第470号)に即して院内がん登録を実施している。	A		がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)第44条第1項の規定に基づき定められた、院内がん登録の実施に係る指針(平成27年厚生労働省告示第470号)に即して院内がん登録を実施すること。	A
244	② 国立がん研究センターが実施する研修で中級認定者の認定を受けている、専従の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置している。	A	《項目削除》 「院内がん登録に係る実務に関する責任部署を明確している。また、当該病院の管理者又はこれに準ずる者を長とし、医師、看護師及び診療情報管理士等から構成される当該病院における院内がん登録の運用上の課題の評価及び活用に係る規定の策定等を行う機関を設置している。」	専従で、院内がん登録の実務を担う者として、国立がん研究センターが提供する研修で中級認定者の認定を受けている者を1人以上配置すること。 また、配置された者は国立がん研究センターが示すがん登録に係るマニュアルに習熟すること。	A
245	中級認定者の認定を受けている、専従の院内がん登録の実務を担う者の人数	A		※上記参照	A
246	③ 毎年、最新の登録情報や予後を含めた情報を国立がん研究センターに提供している。	A	《項目削除》 「院内がん登録の登録様式については、国立がん研究センターが提示する院内がん登録に係る標準様式に準拠している。」 「適宜、登録対象者の生存の状況を確認している。」	エ 院内がん登録の登録様式については、国立がん研究センターが提示する院内がん登録に係る標準様式に準拠すること。 オ 適宜、登録対象者の生存の状況を確認すること。	A
247	院内がん登録を活用することにより、都道府県の実施するがん対策等に必要な情報を提供している。	A	《項目削除》 「院内がん情報を取り扱うに当たっては、情報セキュリティに関する基本的な方針を定めている」	院内がん情報を取り扱うに当たっては、情報セキュリティに関する基本的な方針を定めることが望ましい。	A
248	(3) 情報提供・普及啓発				
249	① 自施設で対応できるがんについて、提供可能な診療内容を病院ホームページ等でわかりやすく広報している。	A		指定を受けようとするがん種について、提供可能な診療内容を病院ホームページ等でわかりやすく広報すること。	A
250	希少がん、小児がん、AYA世代のがん患者への治療及び支援(妊孕性温存療法を含む)やがんゲノム医療についても、自施設で提供できる場合や連携して実施する場合はその旨を広報している。	A	《修正》 下記下線部の要素を追加	また、がんゲノム医療やAYA世代にあるがん患者への治療・支援についても、自施設で提供できる場合はその旨を広報することが望ましい。	C
251	希少がんへの治療及び支援を自施設もしくは連携する施設への紹介等で提供できる。	-		《なし》	-
252	提供できる治療・支援の内容を広報している。	A/-		-	A/-
253	小児がんへの治療及び支援を自施設もしくは連携する施設への紹介等で提供できる。	-		《なし》	-
254	提供できる治療・支援の内容を広報している。	A/-		-	A/-
255	AYA世代のがんへの治療及び支援を自施設もしくは連携する施設への紹介等で提供できる。	-		※上記参照	-
256	提供できる治療・支援の内容を広報している。	A/-		-	A/-
257	妊孕性温存療法を自施設もしくは連携する施設への紹介等で提供できる。	-		《なし》	-
258	提供できる治療・支援の内容を広報している。	A/-		-	A/-
259	がんゲノム医療への治療及び支援を自施設もしくは連携する施設への紹介等で提供できる。	-		※上記参照	-
260	提供できる治療・支援の内容を広報している。	A/-		-	A/-
261	大規模災害や感染症の流行などにより自院の診療状況に変化が生じた場合には、速やかに情報公開をするよう努めている。	A	《新規追加》	《なし》	
262	② 当該がん医療圏内のがん診療に関する情報について、病院ホームページ等でわかりやすく広報している。	A	《新規追加》	《なし》	
263	特に、我が国に多いがんの中で、自施設で対応しない診療内容についての連携先や集学的治療等が終了した後のフォローアップについて地域で連携する医療機関等の情報提供を行っている。	A	《新規追加》	《なし》	
264	③ 地域を対象として、緩和ケアやがん教育、患者向け一般向けのガイドラインの活用等に関する普及啓発に努めている。	A	《修正》 下記下線部の要素を追加	地域を対象として、緩和ケアやがん教育をはじめとするがんに関する普及啓発に努めること。	A
265	④ 参加中の治験についてその対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報している。	A	《修正》 「望ましい」要件→必須要件	《修正》 「望ましい」要件→必須要件	A
266	⑤ 患者に対して治験も含めた医薬品等の臨床研究、先進医療、患者申出療養等に関する適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関を紹介している。	A			A
267	⑥ がん教育について、当該がん医療圏における学校や職域より依頼があった際には、外部講師として診療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めている。	A	《修正》 「望ましい」要件→必須要件	がん教育について、当該医療圏における学校や職域より依頼があった際には、外部講師として診療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めることが望ましい。	C
268	がん教育の実施に当たっては、児童生徒が当事者である場合や、身近にがん患者を持つ場合等があることを踏まえ、対象者へ十分な配慮を行っている。	A		なお、学校でのがん教育を実施するに当たっては、児童・生徒へ十分な配慮を行うこと。	A

様式 4 行 番 号	新整備指針「地域がん診療連携拠点病院」指定要件	要件 A:必須 要件 B:望ましい(*) C:望ましい	旧整備指針からの主な変更点	対応するがん診療連携協力病院現行要件	要件 A:必須 B:原則 必須 C:対応 することが 望ましい
269	6 臨床研究及び調査研究				
270	(1) 政策的公衆衛生的に必要な性の高い調査研究に協力している。	A		政策的公衆衛生的に必要な性の高い調査研究に協力すること。	A
271	これらの研究の協力依頼に対応する窓口の連絡先を国立がん研究センターに登録する。	A	《新規追加》	《なし》	
272	(2) 治験を含む医薬品等の臨床研究を行う場合は、臨床研究コーディネーター(CRC)を配置すること。		《修正》「望ましい」要件→必須要件	臨床研究を行う場合は、次に掲げる事項を実施すること。	
273	治験を含む医薬品等の臨床研究を行っている。	-		-	-
274	臨床研究コーディネーターを配置している。	A/-		エ 臨床研究コーディネーター(CRC)を配置することが望ましい。	C
275	臨床研究コーディネーターとして勤務している者の人数	A/-		-	A/-
276	治験を除く医薬品等の臨床研究を行う場合は、臨床研究法に則った体制を整備すること。			-	
277	治験を除く医薬品等の臨床研究を行っている。	-		-	-
278	臨床研究法に則った体制を整備している。	A/-		ア 治験を除く臨床研究を行うに当たっては、臨床研究法(平成29年法律第16号)に則った体制を整備すること。	A/-
279	実施内容の広報等に努めている。	A/-	《修正》「望ましい」要件→必須要件	イ 進行中の治験を除く臨床研究の概要及び過去の治験を除く臨床研究の成果を広報すること。 ウ 参加中の治験について、その対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報することが望ましい。 オ 患者に対して治験も含めた臨床研究、先進医療、患者申出療養等に関する適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関を紹介すること。	A/C/A
280	7 医療の質の改善の取組及び安全管理				
281	(1) 自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共有した上で、組織的な改善策を講じている。	A		自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共有した上で、組織的な改善策を講じていること。	A
282	その際にはQuality Indicatorを利用するなどして、PDCAサイクルが確保できるよう工夫をしている。	A		なお、その際には、Quality Indicator(以下「QI」という。)の利用や、第三者による評価、拠点病院、協力病院間の実地調査等を用いる等、工夫をすること。	A
			《項目削除》「これらの実施状況につき都道府県拠点病院を中心に都道府県内のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院において、情報共有と相互評価を行うとともに、地域に対してわかりやすく広報すること。」	これらの実施状況につき都道府県がん診療連携拠点病院を中心に都内の拠点病院等との間において、情報共有と相互評価を行うことが望ましい。また、地域に対してわかりやすく広報することが望ましい。	
283	(2) 医療法等に基づく医療安全にかかる適切な体制を確保している。	A	《修正》 詳細の削除	(1)組織上明確に位置づけられた医療に係る安全管理を行う部門を設置し、病院一体として医療安全対策を講じていること。 また、当該部門の長として常勤の医師を配置すること。 (2)医療に係る安全管理を行う者(以下「医療安全管理者」という。)として(1)に規定する医師に加え、専任で常勤の薬剤師及び専従で常勤の看護師を配置すること。 (3)医療安全管理者は、医療安全対策に係る研修を受講すること。 (4)医療に係る安全管理の体制及び取組状況について、第三者による評価や拠点病院間での実地調査等を活用することが望ましい。 (5)当該施設で未承認新規医薬品の使用や承認薬の適応外使用を行う場合や高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合については、以下の体制を整備すること。 ア 当該医療の適応の安全性や妥当性、倫理性について検討するための組織(倫理審査委員、薬事委員会等)を設置し、病院として事前に検討を行うこと。 イ 事前検討を行い、承認された医療を提供する際には、患者・家族に対し適切な説明を行い、書面での同意を得た上で提供すること。 ウ 提供した医療について、事後評価を行うこと。 (6)医療安全のための患者窓口を設置し、患者からの苦情や相談に応じられる体制を確保すること。	A/C
284	(3) 日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価を受けている。	A	《修正》「第三者による評価や拠点病院間での実地調査等を活用することが望ましい」→必須要件	※上記参照	C
285	第三者の名称	-		-	-
286	直近で評価を受けたタイミング(YYYY/MM)	-		-	-